

不当な差別的取り扱いの禁止

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否するなどの不当な差別的取り扱いは禁止されます。



合理的配慮の提供

障がいのある方が、相手方が負担にならない程度の配慮を求めているのに対して、それに応じない（合理的配慮をしない）ことも、差別にあたります。 「どこまでが過重な負担のない合理的な配慮になるのか」ということについては、さまざまな意見や考え方がありますが、障がいのある人もない人も、気持ちよく社会で生きていくことができるよう、一緒に考えていくことが大切です。

「障害者差別解消法」 が施行されます

4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されます。この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しており、主に次の2つのことについて、自治体および民間事業者（会社、お店など）が守るべきことが定められています。

研修会を開催します！

「障害者差別解消法」についての市民向け研修会を開催予定です。この機会に法律について学んでみませんか。

◆とき 2月27日（土）13:30

◆ところ 総合福祉センター

◆問い合わせ 社会福祉課障がい福祉係（名寄庁舎2階）

☎01654③2111（内線3225）

広報なよろ有料広告募集

お店のPRや事業のご案内などにぜひご活用ください。

掲載位置

暮らしのお知らせページ（5段組）の最下段

広告のサイズと価格

1号広告

【サイズ】縦45mm×横90mm 【価格】1万5,420円

2号広告

【サイズ】縦45mm×横180mm 【価格】2万2,620円

掲載条件

広告掲載要綱・広告掲載基準などを順守し、次の①②すべてに該当する場合

- ①市内に本店・支店などがある事業所（法人・個人）
- ②市税の滞納がないこと

掲載できないもの

法令などに違反するもの

公序良俗に反するもの

政治活動・宗教活動に関するもの

意見広告または個人の宣伝

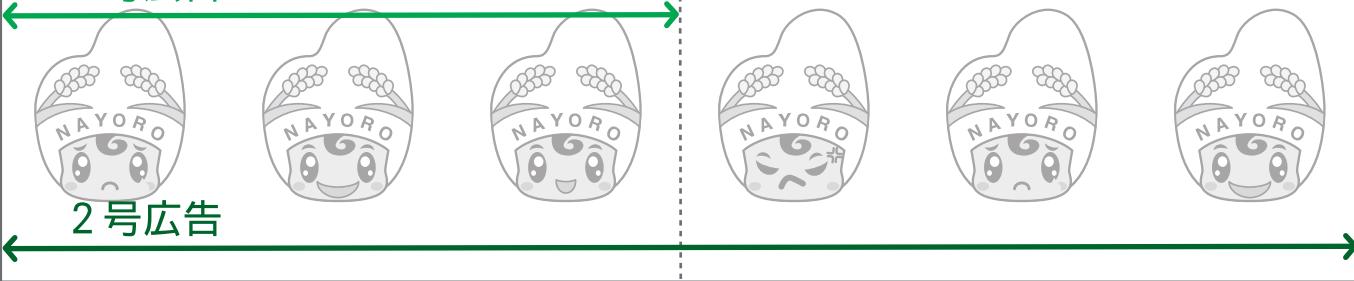
など

▼広告サイズ

1号広告



2号広告



申し込み・問い合わせ 企画課広報推進係（名寄庁舎3階）☎01654③2111（内線3307）